

保険医協会FAX情報

発行：鳥取県保険医協会 No. 103
〒683-0853 米子市両三柳 877-1
電話 0859-24-3063 FAX 0859-24-3066

★過去のニュースは協会ホームページに掲載しております。

厚労省が75歳以上に資格確認書を全員に交付 1年間有効、来年7月末まで

4月3日に開催された社会保障審議会医療保険部会で、厚労省は、75歳以上の後期高齢者全員に対してマイナ保険証保有の有無に関わらず全員に資格確認書を交付することを審議会に提案し、了承されました。

2025年8月～2026年7月末までの暫定的な対応としています。
後期高齢の患者さんに対して、当面は従来の保険証と同様の対応が可能となりました。

マイナ保険証 電子証明書の有効期限切れでも 期限切れから3か月間は受診可能です

デジタル庁のホームページに、以下のQ&Aが示されています。

Q6：マイナ保険証を利用していますが、電子証明書の有効期限が切れてしまいました。
病院を受診することはできますか。

A6：電子証明書の有効期限が切れても、有効期限切れから3か月間は医療機関等を受診できます。

マイナ保険証は、マイナンバーカードの利用者証明用電子証明書を用いています。
電子証明書の有効期限が切れても、当該有効期限の期日が属する月の末日から3か月間は、健康保険証としては利用できますので、医療機関等を受診できます（※1）。

ただし、有効期限が切れてから3か月後までに更新しなかった場合、健康保険証としても利用できなくなるため、住民登録がある市区町村の窓口で、お早めに更新手続きを行ってください（※2）。

（※1）医療情報等の提供は行えません。健康保険証として利用できる期限内に電子証明書の更新を行えば、再度医療情報等の提供の同意は可能になります。

（※2）有効期限内に電子証明書の更新がない方には、申請不要で資格確認書が発行されますので、医療機関等には引き続き受診できます。

デジタル庁からのお知らせ 「マイナンバーカードの有効期限に関するQ&A」より引用